

回覧

※学校内での回覧に
ご使用ください。

学校安全ナビ

報告

令和3年度スポーツ庁委託事業
学校における体育活動での事故防止対策推進事業
～取組と成果～…p.1、2

【災害共済給付に関するお知らせ】
書面・押印の見直しに伴う変更について等…p.3、4

特集

「遊具の安全」ワークシートを用いた授業の紹介/
「学校現場での取組(事故防止対策)」をご覧ください！…p.5、6

「学校安全教材カード」をご活用ください！…p.7

45

令和4年6月号



学校における体育活動での事故防止対策推進事業 ～取組と成果～

本事業は、令和3年度で8年目を迎えました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため残念ながら開催を見送ることとなったセミナー「学校でのスポーツ事故を防ぐために」について、令和3年度はWebでの参加を含め、新しい生活様式に即した形で開催しました。

セミナーは、学校体育活動における事故防止の意識啓発と更なる取組の充実に資することを目的に、重大事事故例の発生原因、背景及び再発防止のために留意すべき点や方策に関するパネリストからの講演を関係者間で共有し、学校現場に必要な事故防止の取組や相互連携について協議等を行いました。ご参加頂きました皆様、ご後援をいただきました開催府県・市教育委員会にこの場を借りてお礼申し上げます。

〈開催地〉

福岡市・広島市・鹿児島市・静岡市・秋田市・福島市・長野市・名古屋市・大阪市・千葉市・奈良市（※高知市は、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大のため中止）

セミナーの様子



ソーシャルディスタンスを保つため、座席指定を行いました。

受付



感染防止対策を行った受付。
参加者の皆様にも検温・消毒等にご協力頂きました。



パネルディスカッションの様子



コロナ禍でも、学校体育活動における事故防止に向けて歩みを止めることなく取り組む参加者と、パネリストとの間で、活発な意見交換が行われました。

感染防止対策



それぞれの会場で、工夫を凝らした感染防止対策が行われました。

皆様のご協力により、無事にセミナーを実施することができました。
令和4年度もセミナーを開催予定です。詳細は決定し次第、学校安全 Web
及び学校安全ナビ等でお知らせします！



【災害共済給付に関するお知らせ】

書面・押印の見直しに伴う変更について

学校安全ナビ44号(令和4年3月号)でお知らせのとおり、書面・押印の見直しに当たり、業務方法書等の所要の改正を行い、様式の変更を行いました。

令和4年4月1日以降の災害共済給付に係る文書について、書面の提出においては、医療費・障害見舞金・死亡見舞金・供花料の支払請求書の提出を不要とし、押印については、原則不要となりました。

押印欄を削除した新たな様式は、学校安全Webの「様式ダウンロード」に掲載しておりますので、ご利用下さい。

※災害共済給付オンライン請求システムから出力される各様式には「印」の文字が残りますが、押印は不要となります。

請求書類は、「送付用鑑文」を付けて提出をお願いします!

上記のとおり、支払請求書の書面提出を不要としたことに伴い、設置者が請求書類(「医療等の状況」等)をJSCに提出する際は、設置者名及び学校名等を確認できるように「送付用鑑文」を付けて提出していただきますようお願いいたします。

学校安全Webの「様式ダウンロード」に「送付用鑑文」の参考様式を掲載していますので、ご利用ください。

※災害共済給付オンライン請求システムを使用しない場合は、支払請求書の書面の提出が必要です。

送付用鑑文(参考様式)

契約・名簿更新後に転入・新規入学(園)等があった場合

契約・名簿更新後に転入・新規入学(園)があった場合又は長期欠席者が復学し加入する場合は、転入・新規入学(園)等があった日の属する月の翌月の10日までに様式「年度途中の名簿の追加等について」を使用して設置者からJSC地域担当部署に報告をお願いします。

この報告があった場合は、転入・新規入学(園)のあった日以降に発生した学校・保育所等の管理下の災害が給付対象となります。

一般(準要保護)・要保護間の異動があった場合も本様式で報告をお願いします。

なお、追加加入者の共済掛金は、翌年度の名簿更新時にお支払いいただくことになります。

新様式



これまでの「災害共済給付契約に係る児童生徒等の転入学等について」から様式を変更しています。
新様式は、学校安全Webの「様式ダウンロード」に掲載しています。

給付金の支払請求には「時効」があります！

医療費は、受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。

卒業生や継続治療をされている児童生徒等についても、請求漏れがないようご注意ください。

例

令和2年6月受診分は令和4年7月10日まで、令和2年7月受診分は令和4年8月10日までにJSCに請求しないと時効になります。

保護者に申請用紙をお渡しする際は、必ず時効について説明をお願いします。



医療機関から証明をいただくに当たってのお願い

「医療等の状況」等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいています。

用紙を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もあることを、保護者へご説明していただきますよう、お願いします。

請求事務でのよくあるご質問

学校安全Webの「よくあるご質問」もご活用ください。

Q

子ども医療費助成制度を利用したために病院での支払いはありませんでした。医療費を請求することはできますか。

A

子ども医療費助成制度の使用の有無に関わらず、医療保険診療を受けて、初診から治ゆするまでの医療費総額が5,000円(500点)以上の場合は、請求していただくことができます。災害共済給付が給付する医療費は、医療保険診療を受けた場合の医療費総額の3/10に、療養に伴って要する費用として1/10を加えた額です。したがって、窓口負担がない場合でも、医療費総額の1/10の給付があります。

※自治体の規定により、医療費助成制度と災害共済給付制度の併用を行えない場合もあります。

Q

「高額療養状況の届」はどのような場合に必要となるのですか。

A

同一月に単位療養額(同一の病院での入院・外来ごと又は治療用装具代等)が70,000円(7,000点)以上の場合に必要となります。ただし、医療費助成制度を利用している場合は、「高額療養状況の届」及び所得の証明書類の提出を省略できます。

Q

民法の一部改正による成年年齢の引下げに伴う災害共済給付制度への影響はありますか。

A

災害共済給付制度についても成年は18歳となり、18歳に達した生徒・学生は、本人が請求し、給付を受けることとなります。

「遊具の安全」ワークシート を用いた授業の紹介 ～東京都葛飾区立柴又小学校～

JSCでは、令和2年度に「固定遊具の事故防止マニュアル～学校(園)における安全教育・安全管理のポイント～」と調査結果を生かしたワークシートを作成しました。そのワークシートを活用した授業を紹介します。



葛飾区立柴又小学校は、令和元年度に創立80周年を迎えた公立小学校です。「明るく元気な子、よく聴き考え表現する子、思いやりのある子」を教育目標とし、15学級364名の児童が在籍しています(授業実施時点の在籍数です)。

今回は、昨年12月に校長の木間東平先生と、担任の森内祥子先生に、2年1組の学級活動の授業でワークシートを活用いただきました。

「固定遊具での安全な遊び方を考えよう」



本時の目標 (学習指導案より)

固定遊具で起こる事故について考え、固定遊具で安全に気を付けて遊ぶことができるようにする。

導入

遊具で遊んでいて「危ない」と思った時のことを発表する。

展開

- ① ワークシートを使って、危ない遊び方をしている子にどんな声をかけるか、一人で考える。
- ② 一人で考えたことを、グループで話し合う。
- ③ 話し合ったことを、発表する。

まとめ

これから遊具で遊ぶ時に、気を付けたいことを発表する。

指導のポイント1

「もし○○したら○○してしまうかもしれない。だから○○しよう」という話型で考えさせることで、危険予測の力が身に付く授業となりました。



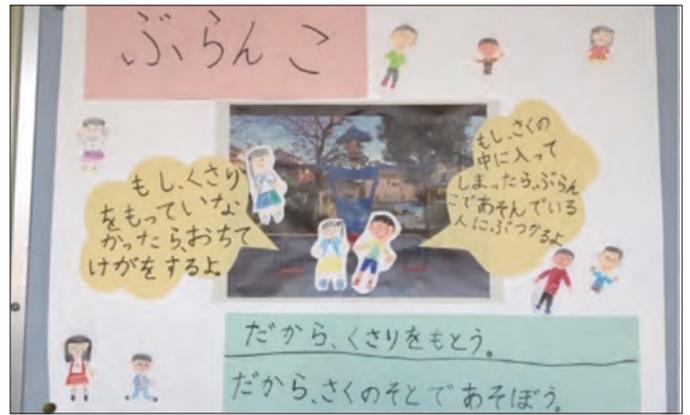
指導のポイント2

校庭や学校近くの公園で、実際に遊んでいる遊具を電子黒板で表示し、授業の内容が日常生活と結びつきやすくしていました。



■授業後の取組

各遊具で遊ぶ時の注意点について、班ごとにまとめ、1年生に遊具の使い方を知らせる掲示物を作成しました。



児童自らが、ワークシートの中から危険な行動を見つけ、なぜその行動が危険なのか考えることで、主体的に危険を予測し、回避しようという意識をもったことが、授業の感想から見てとれました。

また、ワークシートの場面と児童が遊ぶ実際の遊具とを関連させることで、実際の遊びの中で学んだことを生かそうとする態度や、下級生に伝えようとする意識や行動を生み、掲示物の作成へと発展しました。

葛飾区立柴又小学校長 木間 東平



■資料の紹介



「固定遊具の事故防止マニュアル～学校(園)における安全教育・安全管理のポイント～」

今回のワークシートのもとになった調査研究をまとめた報告書です。

固定遊具の設置状況調査結果、各遊具の点検表、専門家による校種別の事故防止の留意点などをまとめています。

ワークシートと調査研究報告書は、以下のURL、QRコードからご覧いただけます。
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx



「学校現場での取組(事故防止対策)」をご覧ください！

今回ご紹介したような学校現場での取組事例は、学校安全Webの「学校現場での取組(事故防止対策)」ページからご覧になることができます。JSCで作成した成果物を用いた授業、教職員研修等の様々な事例がご覧になれます。是非自校での教育活動にお役立てください！

ページへのアクセス方法



JSC 成果物の活用事例



岩手県立花巻南高等学校

DVD(映像資料)を用いて、安全意識を高める講座を野球部員に行いました！



徳島市徳島中学校

教員向け研修で、緊急時の対応をフローチャートを用いて解説しました！

僕の学校でも活かせるような活用事例がたくさんあるね！



特別活動

委員会

掲示物

などに

「学校安全教材カード」をご活用ください！



部活動の代表生徒への講習会で使いました！

保健室の来室者への保健指導に使いました！

学校安全の専門家監修

白黒印刷対応

学校・園の様々な場面で活用いただいています

PDFデータは「学校安全Web」にて印刷・閲覧できます。

URL

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

学校安全Web 学校安全教材カード

検索



【日本スポーツ振興センター学校安全部地域担当窓口一覧】

担当課	担当地域	TEL	FAX	所在地
仙台地域 仙台業務推進課	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2106	022-264-7633	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階
東京地域 給付第二課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162	03-5410-9136	〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35 B棟2階
	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163		
名古屋地域 名古屋業務推進課	福井県、愛知県、三重県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県	052-533-7821	052-562-0688	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階
大阪地域 大阪業務推進課	大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県	06-6456-3601	06-6456-3666	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島地域 広島業務推進課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2822	082-222-2827	〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡地域 福岡業務推進課	福岡県、鹿児島県、沖縄県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8720	092-771-7763	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス4階

※お問合せ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）

発行日：令和4年6月(第45号)

編集・発行：独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部(安全支援課)